

「インド：海外からの外貨建借入 (ECB) 規制の変更」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

8月7日、インド政府財務省は、海外からの外貨建借入 (ECB=External Commercial Borrowing) に関する規制を変更し即日実施した。変更後の規制では、「年間2,000万米ドルを超える借入については外貨建での支払いに充当する場合にのみ認める」とし、外貨をルピーに転換することを禁止している。

本件の背景には、①海外からインドへの資本流入が加速しており、これがルピー高につながっていること、②中銀が連日のように為替市場で外貨（主にUS\$）の買い支えを行っている結果、国内に過剰な流動性が供給されることになり資産インフレ懸念を起していること、がある。本規制により、これらのネガティブな要因を断ち切ろうとするものである。

今回発表された規制の詳細は以下の通り（以下はインド政府財務省発表のプレスリリースをベースに日本語でまとめたものです）。

インド政府 財務省 Department of Economic Affairs, Capital Markets Division (ECB Section)
プレスリリース

対外商業借入 (ECB) ガイドラインの見直しについて

対外商業借入 (ECB) ガイドラインは、マクロ経済の発展、市場の状況、(産業)分野別の要求、外部セクター及び経験から得た教訓を基に、政府が中銀 (RBI) と相談し、常に内容が見直されている。

これらの内容見直し作業を通じ、以下に示す通り、対外商業借入 (ECB) ガイドラインの修正を通じて、資本流入を調整することを決定した。

1. 今後、1社当り2,000万米ドルを超える対外商業借入は、外貨建の支払いに充当する場合にのみ許可する。これに併せて、2,000万米ドルを超える対外商業借入を行う者は、海外で調達した当該資金を、外貨建の支払いに使用するまでの間、海外に留め置くものとする。以上の見直しは、自動認可ルート、個別認可ルートの双方について、年間2,000万米ドルを超える対外商業借入に適用する。
2. 1社当り2,000万米ドル以下の対外商業借入のうち、外貨建の支払いに充当する場合は自動認可ルートの下で認められる。この資金は海外に留め置き、インド国内には送金しないものとする。2,000万米ドル以下の対外商業借入のうち、ルピー建の支払いに使用するものについては、個別認可ルートの下で中銀の事前承認を得るものとする。但し、当該資金はインド国内で支払いに使用される時点まで海外に留め置くものとする。
3. 他の対外商業借入規制、例えば自動認可ルートでの年間500万米ドルの上限規制、適格借入人、

実態のある貸出人、平均借入期間、総借入コスト上限、期限前返済、既存の対外商業借入の借り替え、報告方法、などは不変とする。

4. 以上の条件は、既に借入契約を締結し、中銀から借入登録番号を受理している場合は適用されない。また、以前の制度の下で対外商業借入のために借入契約の締結を有効かつ証明可能な手続きで実施している場合で、借入登録番号を取得していない借入人は、公認ディーラー（外為銀行）を通じて中銀に申請することができる。

5. 上記の対外商業借入ガイドラインの修正は、即時実施する。

F. No. 6/(08)/2007-ECB

2007年8月7日

《参照ウェブサイト： インド中銀サイト》

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=3758&Mode=0>

《ご参考： インド関連レポート》

「AREA Report 124 インド工業団地事情 ～タミル・ナドゥ州チェナイ編：パート1～ 2007年1月31日」

「AREA Report 126 インド：日産自動車、チェナイに年産40万台規模の工場建設 2007年3月20日」

「AREA Report 127 インド：2007年度予算案における税制改正 2007年3月20日」

「AREA Report 128 インド工業団地事情 ～北部編：パート1～ 2007年4月2日」

(本レポートに関するお問合せ先： アジア法人業務部 北村広明)

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-62311786

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。